

石狩市障がい者計画

素 案

障がいのある人も 障がいのない人も
共にいきいきと生活するまちづくり

平成 16 年 11 月

保健福祉部

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3

第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 人口構造の変化	4
2 障がい者関連施策の現状	6
3 障がい者の生活実態	13
4 障がい者を取り巻く課題	22

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 計画の体系	26

第4章 施策の方向と主要な施策

1 活き活きと自立した在宅生活をおくるために	27
2 地域で安心して生活をおくるために	33
3 地域共生のまちづくりをめざして	40

第5章 計画の推進

1 市民・事業者・行政の協働と役割	42
2 計画の推進体制	42
3 計画の弾力的・効率的な運用と財政措置	42

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成10年3月に、本市の基本的な行政計画策定の指針である「石狩市新総合開発計画 - 石狩21世紀プラン」の福祉分野における具体的な計画としての役割を担う「石狩市総合福祉計画」の分野別計画として、「障害者福祉計画」を策定し、「ライフステージに応じた地域リハビリテーション体制の整備」を重点施策として、障がいに応じた療育・教育、総合保健福祉センター（以下「りんくる」という。）を中心とした総合相談体制の整備、各種福祉サービスの充実などに努めてきました。

さらに、障がいの重度化・重複化が進む一方、障がい者の多様化する生活ニーズに対応するため、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育・就労・文化など関連分野の充実や、バリアフリーさらにはユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりなど、他分野における施策の推進を図ってきました。

一方、国においては、平成5年の「障害者基本法」の施行を受け、障害者プランを策定し、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、様々な障がい者施策が展開され、ハートビル法、交通バリアフリー法など関連法制度の整備が進められてきました。

また、「精神障害者保健福祉法」の一部改正、知的障害者や精神障害者に係る市町村への事務事業の委譲など、障害者をめぐる法制度は大きく変革しており、とりわけ、平成12年の社会福祉基礎構造改革を経て、平成15年度からスタートした「支援費制度」は、従来の「措置制度」にかわって利用者が必要な障害者福祉サービスを主体的に選択するという、画期的な制度改革であり、この年は、障害者施策の“新世紀のはじまり”とも呼ばれています。

このように、障害者施策の基調が、「措置からサービスの主体的選択へ」、「施設入所（入院）から在宅・自立生活支援」へとシフトする中で、本市として取り組むべき障がい者福祉施策の領域は一層拡大し、独自性のある施策の展開が求められています。

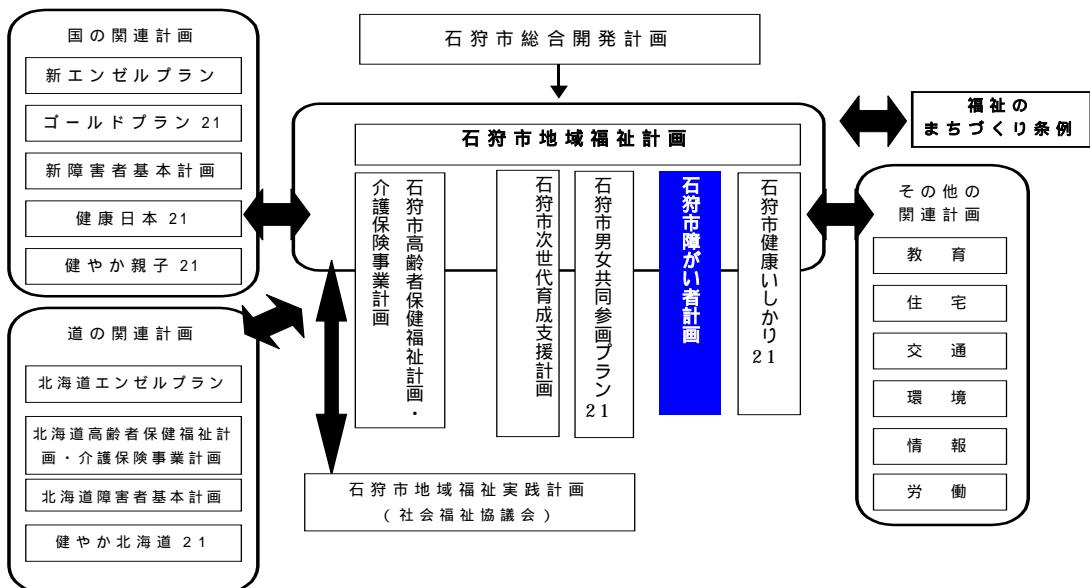
こうした背景に、国においては、平成14年12月に「障害者基本計画」とその行動計画として、現行の障害者プランに続く「重点施策実施5か年計画」が策定され、北海道においては、平成15年3月に「北海道障害者基本計画」が策定されました。

このような動向を踏まえ、本市では、すべての障がい者が、自己選択、自己決定により、地域の中で自分が望む生活をおりつづけることができるよう、地域全体で支える仕組みを計画的に推進する「石狩市障がい者計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第7条の2第2項に定める市町村が行うべき施策に関する本市の基本的な計画であるとともに、市の基本的な行政計画策定の指針である「石狩市新総合開発計画」の福祉分野における具体的な計画としての役割を担い、既に平成15年度にスタートした「高齢者保健福祉計画」（「介護保健事業計画」含む。）や、同時期に策定した「地域福祉計画」及び「次世代育成支援計画」との整合性を十分に図るとともに、保健・医療、教育、労働、住宅など障がい者福祉と密接に関連する分野についても対象としています。

また、平成16年7月から施行された「石狩市福祉のまちづくり条例」（平成16年3月条例第8号）とも密接な連携を図るものであります。



3 計画の期間

本計画は、平成 17(2005)年度を初年度とし、平成 21(2009)年度を目標年度とする 5 カ年とします。また、次期計画は平成 21 年度内に改定するものします。

なお、今後の社会経済情勢の変化や新たな国の施策等に柔軟に対応するため、必要に応じて一部計画の修正を行うこととします。

年度 計画		15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
国	新障害者基本計画												
	重点施策実施 5 カ年計画												
道	北海道障害者基本計画												
	前期実施計画												
石狩市	障がい者計画												
	地域福祉計画												
	次世代支援育成計画												
	老人保健福祉計画・ 介護保険事業計画												

印は当該計画の見直し年度である。

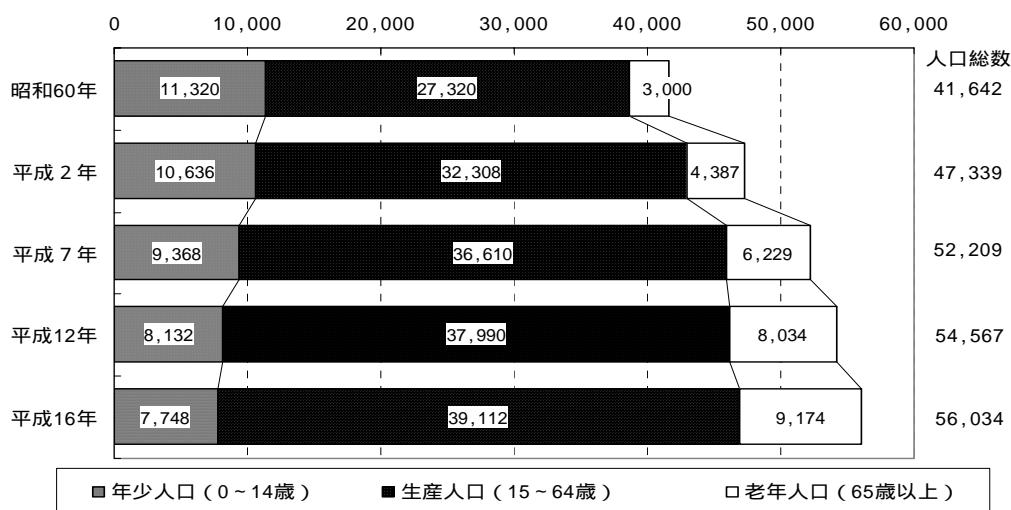
第2章 障がい者を取り巻く現状と課題

1 人口構造の変化

(1) 総人口の推移

石狩市の総人口は、年々微増傾向にあります。また、年齢構成に着目すると、65歳以上の人ロ割合（高齢化率）は年々上昇する一方で、年少人口（15歳未満）の割合は、低下傾向にあり、少子・高齢化が着実に進展している状況にあります。

図表 - 1 - 1 総人口の推移

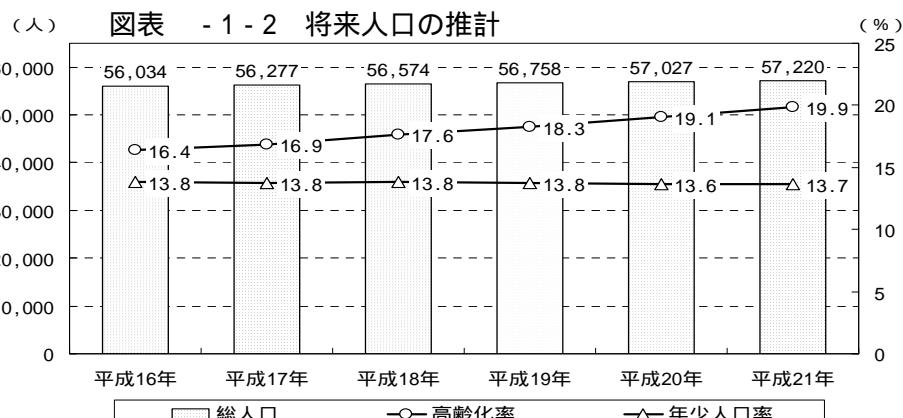


資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む

平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

(2) 将来人口の推計

本計画の目標年次である平成21年までの将来人口推計によると、本市の人口は今後も増加を続けることが見込まれます。また、高齢化率は着実に上昇する一方で、年少人口割合は低下傾向に歯止めがかかるものと予想されます。



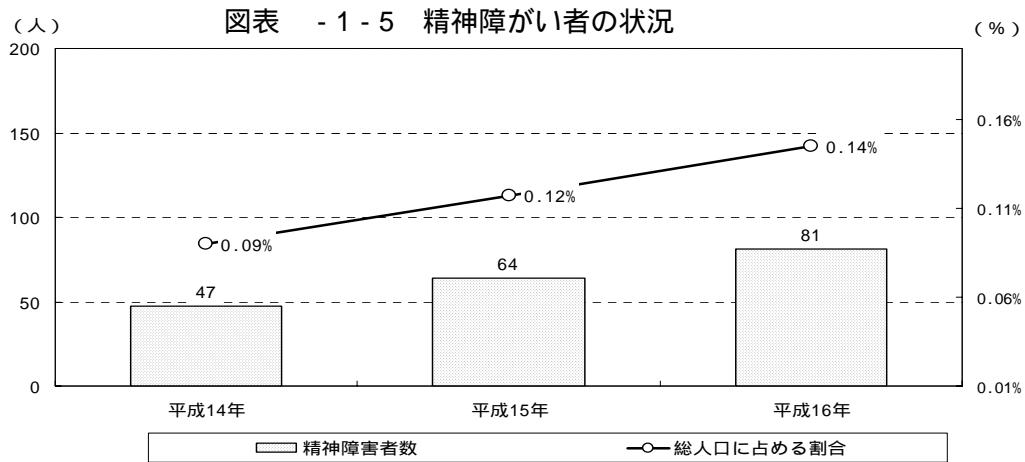
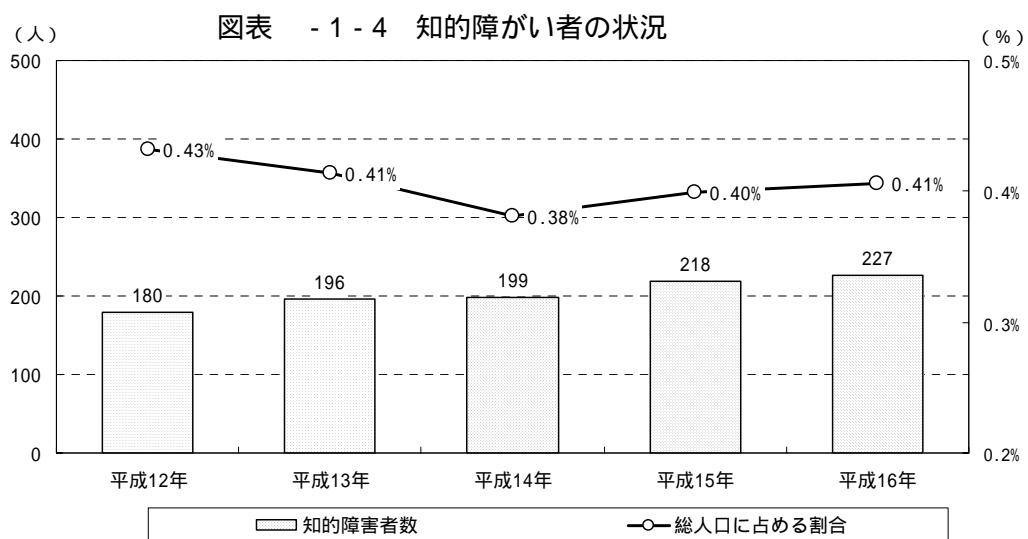
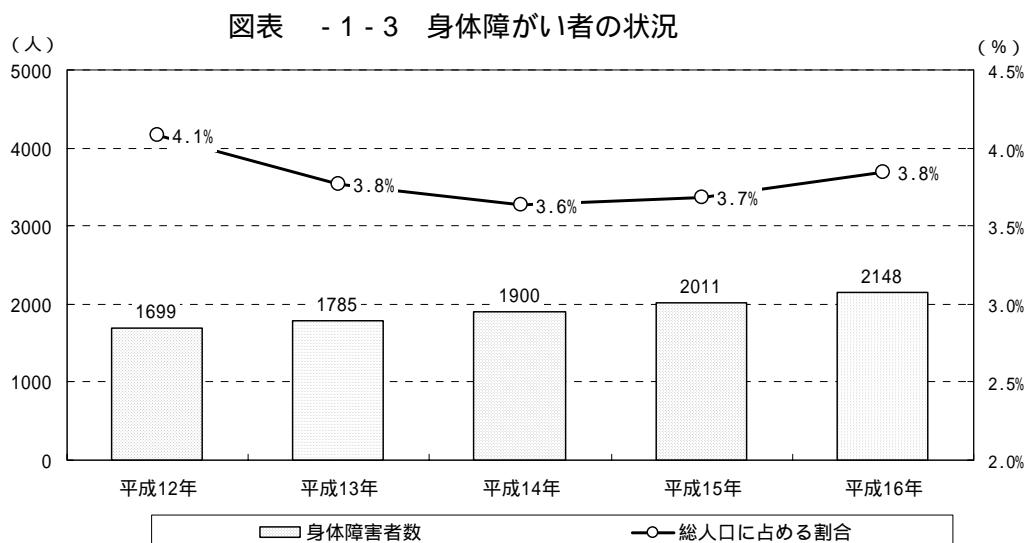
(注) 1. 平成16年は住民基本台帳人口(4月1日現在)

2. 平成17年から平成21年はコーホート変化率法により推計(各年4月1日時点)

(3) 障がい者の状況

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれも増加傾向にあり、総人口に占める割合も増加しています。

身体障害者手帳交付者数は、総人口の 3.8%、療育手帳交付者数は 0.41%、精神障害者保健福祉手帳交付者数は、0.14%となっています。



2 障がい者福祉施策の現状

(1) 障がい者保健予防及び健康増進に関する主要施策

本市における障がい者の保健予防及び健康増進に関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 1 障がい者保健予防及び健康増進に関する主要施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
妊産婦指導	健康に心配のある妊産婦を対象とする相談の実施	相談及び訪問指導(件数)	156	192	263
母子保健教室	母子を対象に健康教室を実施	マタニティコース(延人数)	132	81	106
		子育て広場(延人数)	93	147	154
健康診査	乳幼児を対象とする健康診査の実施	乳児健康診査(受診率)	93.9	94.9	95.3
		1歳6ヶ月健康診査(受診率)	88.8	91.3	91.4
		3歳児健康診査(受診率)	80.1	79.7	93.1
機能訓練	身体機能に障がいを持つ人を対象とする機能訓練の実施	リハビリ教室(延人数)	635	637	611
		ことばのリハビリ(延人数)	174	166	194
健康増進事業	成人を対象とする健康づくり事業の実施	健康づくり教室(延人数)	183	210	343
		健康運動個別指導(延人数)	6,567	6,957	6,324
訪問指導	在宅寝たきり者等を対象とする訪問指導の実施	保健師による訪問指導	1,001	833	665
		理学療法士・作業療法士による訪問指導	379	391	398
		言語聴覚士による訪問指導	12	10	7
		歯科衛生士による訪問指導	100	83	65

(2) 障がい者の経済的支援に関する施策

本市における障がい者の経済的支援に関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 2 障がい者の経済的支援に関する施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
手当支給	障がい者の生活安定のための手当の支給	特別障害者手当(受給者数)	42	42	37
		障害児福祉手当(受給者数)	36	41	40
		福祉手当(受給者数)	8	7	7
福祉タクシー	通院等の外出時に、公共交通機関を利用できない重度身体障がい者へのタクシー利用券の交付	(延利用者数)	402	462	501
自動車改造費	重度身体障がい者の就労等に伴う自動車の改造費の一部を助成	(実利用者数)	1	1	2
自動車免許取得費	身体障がい者の自動車運転免許取得費の一部を助成	(実利用者数)	2	2	2

(3) 障がい者の福祉サービスに関する施策

本市における障がい者の福祉サービスに関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 3 障がい者の福祉サービスに関する施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
在宅福祉サービス	在宅で生活する障がい者を対象としたサービスの実施	ホームヘルプサービス(実利用者数)	17	29	55
		ショートステイ(実利用者数)	1	0	17
		訪問入浴サービス(実利用者数)	2	2	3
		入浴利用券交付(実利用者数)	308	298	309
		身体障がい者補装具交付(実利用者数)	198	193	218
		身体障がい者自助具給付(実利用者数)	0	0	1
		日常生活用具給付(実利用者数)	35	31	30
		介護手当(受給者数)	1	1	1
		緊急通報サービス(登録者数)	2	3	2
		移送サービス(延利用者数)	0	0	4

(注) ホームヘルプサービスの利用者数は、65歳以上の障がい者を含まない。

図表 - 2 - 4 障がい者の福祉サービスに関する施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
施設サービス	自宅において養護・介護を受けることが困難な障がい者の入所施設及び通所施設サービスの実施	身体障がい者療護施設(実利用者数)	11	11	12
		身体障がい者授産施設(実利用者数)	6	6	7
		身体障がい者更生施設(実利用者数)	3	3	2
		知的障がい者入所更生施設(実利用者数)	44	46	50
		知的障がい者通所更生施設(実利用者数)	16	6	8
		知的障がい者通勤寮(実利用者数)	1	1	1
		知的障がい者授産施設(実利用者数)	6	21	33
		知的障がい者地域共同作業所(実利用者数)	10	11	11
		精神障がい者地域共同作業所(実利用者数)	19	19	19

(注) 平成13、14年度の実利用者数は、措置者数である。

(4) 障がい者の相談、教育に関する施策

本市における障がい者の相談、教育に関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 5 障がい者の相談、教育に関する施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
相談事業	りんくる相談センターによる相談指導の実施	身体障がい者相談(件数)	1,025	1,136	1,215
		知的障がい者相談(件数)	17	26	37
母子相談	就学前の心身に障がい及び疑いのある在宅児童に対する訓練、相談及び指導の実施	子ども発達支援センター(母子通園センター)(延利用者数)	2,713	2,818	2,163
障がい児教育	幼稚園における障がい児教育の実施	施設数	6	6	6
		就園児童数 3歳	2	1	0
		4歳	3	3	4
		5歳	3	4	4
	小学校における特殊学級教育の実施	学校数	3	4	6
		就学児童数 1年	5	5	3
		2年	2	5	4
		3年	2	2	8
		4年	4	2	2
		5年	4	5	2
	中学校における特殊学級教育の実施	6年	4	4	5
		学校数	2	2	2
		就学児童数 1年	4	4	5
		2年	1	4	4
		3年	7	1	4

(5) 障がい者の就労支援に関する施策

本市における障がい者の就労支援に関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 6 障がい者の就労支援に関する施策

項目	概要	区分	13	14	15
身体障がい者授産施設 (再掲)	雇用されることが困難な身体障がい者が自活に必要な訓練を行うとともに仕事をしながら自活する施設	(実利用者数)	6	6	7
知的障がい者授産施設 (再掲)	雇用されることが困難な知的障がい者が自活に必要な訓練を行うとともに仕事をしながら自活する施設	(実利用者数)	6	21	33
知的障がい者通勤寮 (再掲)	就労している知的障がい者が職場に通勤しながら自活に必要な指導を受ける施設	(実利用者数)	1	1	1
精神障がい者地域共同作業所 (再掲)	精神障がい者の社会復帰を目的とした施設	(施設数)	1	1	1
心身障がい者地域共同作業所 (再掲)	知的障がい者の社会復帰を目的とした施設	(施設数)	10	11	11

(6) 障がい者の地域活動に関する施策

本市における障がい者の地域活動に関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 7 障がい者の地域活動に関する施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
スポーツ大会	障がい者の健康づくりとスポーツ交流のための大会実施・運営	(参加者数)	46	34	42
障がい者団体活動支援	心身障がい者や精神障がい者が、社会復帰や日常生活訓練を目的として通所する地域共同作業所への支援	心身障がい者地域共同作業所	1	1	1
		(通所者数)	10	11	11
		精神障がい者地域共同作業所	1	1	1
		(通所者数)	19	19	19
	障がい者団体活動への支援	(支援団体数)	5	5	5
手話通訳者派遣	聴覚障がい者が社会生活を営むための手話通訳者の派遣	(派遣回数)	153	211	(2月末現在)290
「ふれあい広場いしかり」の開催	ノーマライゼーションの普及、啓発を目的として開催*	(参加者数)	3,500	2,200	2,500
社会福祉大会の開催	市民の福祉意識の高揚を目的とした「社会福祉大会」を開催*	(参加者数)	800	300	240

(7) 障がい者の住宅・まちづくりに関する施策

本市における障がい者の住宅及びまちづくりに関する現行の主要施策は、以下の通りです。

図表 - 2 - 8 障がい者の住宅・まちづくりに関する施策

主要施策		実績			
項目	概要	区分	13	14	15
雪対策事業	重度身体障がい者家庭への除雪の援助	除雪サービス(登録者数)	9	14	18
	ロードヒーティングや融雪槽の設置費の補助と貸付	(補助件数)	5	22	3
ふれあい雪かき運動	町内会等が実施するふれあい雪かき運動への支援	(指定箇所数)	7	7	6
住宅整備	障がい者等の住宅の改築・改造資金の貸付*	(貸付件数)	0	0	0

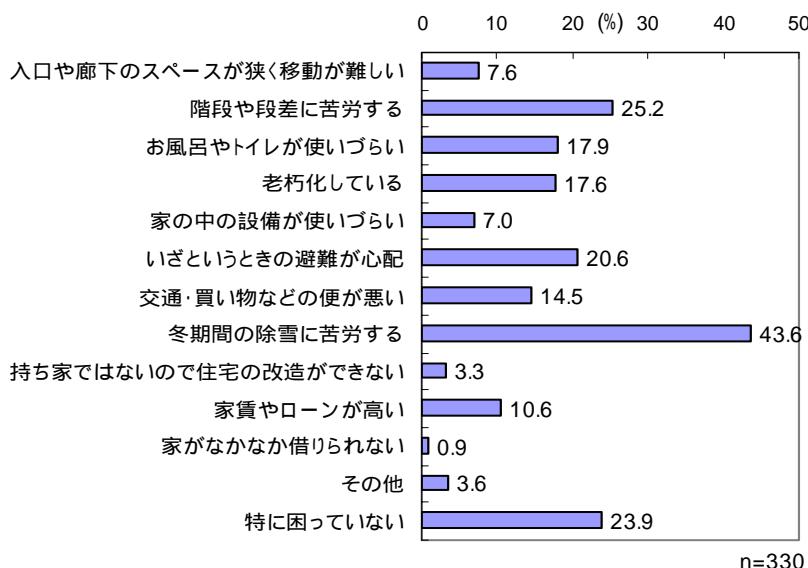
3 障がい者の生活実態

(1) 住環境について

住宅で困っていること

- 身体障がい者が住宅で困っていることについては、「冬期間の除雪に苦労している」が44%で最も多く、次いで「階段や段差に苦労する」が多くなっています。

図表 - 3 - 1 住宅で困っていること（身体障がい者）



住宅についての石狩市への希望

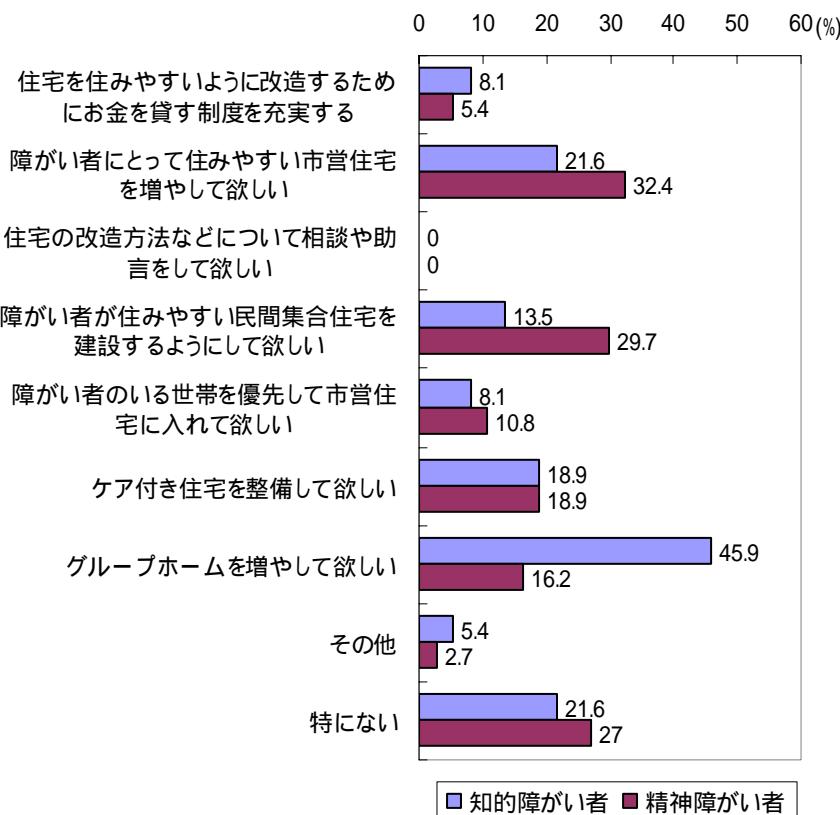
- 身体障がい者が、住宅について石狩市への希望することについては、18～40歳の人は「障がい者のいる世帯を優先して市営住宅に入れて欲しい」が46%と最も多くなっています。
- 一方、41～64歳の人は、「住宅を住みやすいように改造するためにお金を貸す制度を充実する」が29%、65歳以上では「ケア付き住宅を整備して欲しい」が21%で最も多くなっており、世代によって住宅に対するニーズは異なっています。

図表 - 3 - 2 住宅についての石狩市への希望（年齢別：身体障がい者）

上段:度数 下段:%	合計	住宅を住みやすいように改造するためにお金を貸す制度を充実する	障がい者にとって住みやすい市営住宅を増やして欲しい	住宅の改造方法などについて相談や助言をして欲しい	障がい者が住みやすい民間集合住宅を建設するようにして欲しい	障がい者のいる世帯を優先して市営住宅に入れて欲しい	ケア付き住宅を整備して欲しい	その他	特に無い
17歳以下	6 100	2 33.3	3 50.0	2 33.3	1 16.7	2 33.3	3 50.0	1 16.7	1 16.7
18～40歳	24 100	2 8.3	5 20.8	2 8.3	4 16.7	11 45.8	5 20.8	3 12.5	3 12.5
41～64歳	113 100	33 29.2	23 20.4	26 23	8 7.1	17 15.0	19 16.8	6 5.3	33 29.2
65歳以上	193 100	36 18.7	25 13.0	24 12.4	15 7.8	21 10.9	41 21.2	9 4.7	85 44.0

- また、知的障がい者については、「グループホームを増やして欲しい」が46%、精神障がい者については、「障がい者にとって住みやすい市営住宅を増やして欲しい」が32%で最も多くなっており、ともに障がい者に対応した住宅を望んでいる傾向にあります。

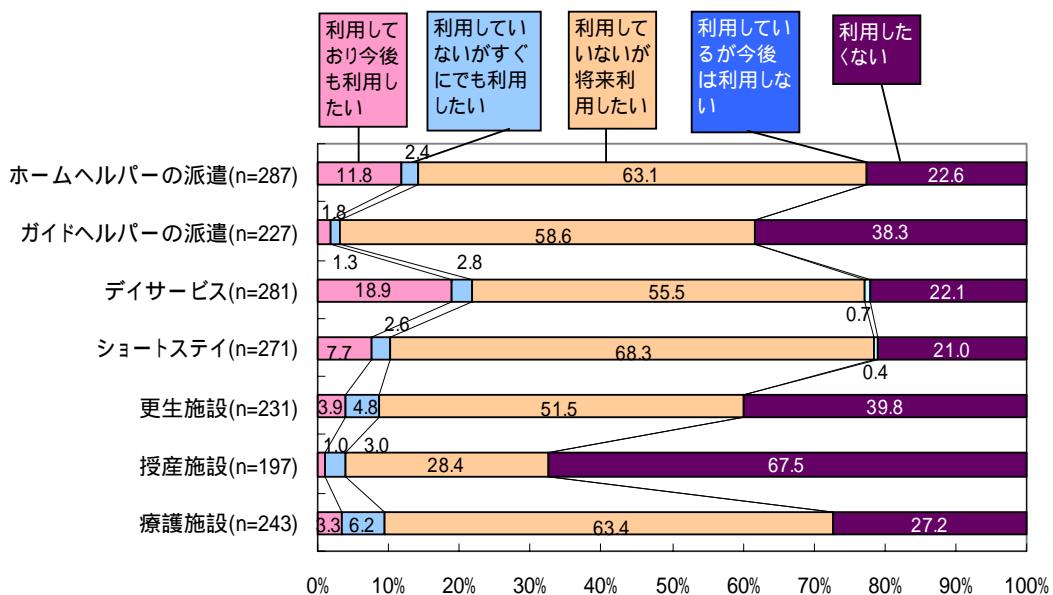
図表 - 3 - 3 住宅についての石狩市への希望（知的・精神障がい者）



(2) 支援費制度対象サービスの利用意向について

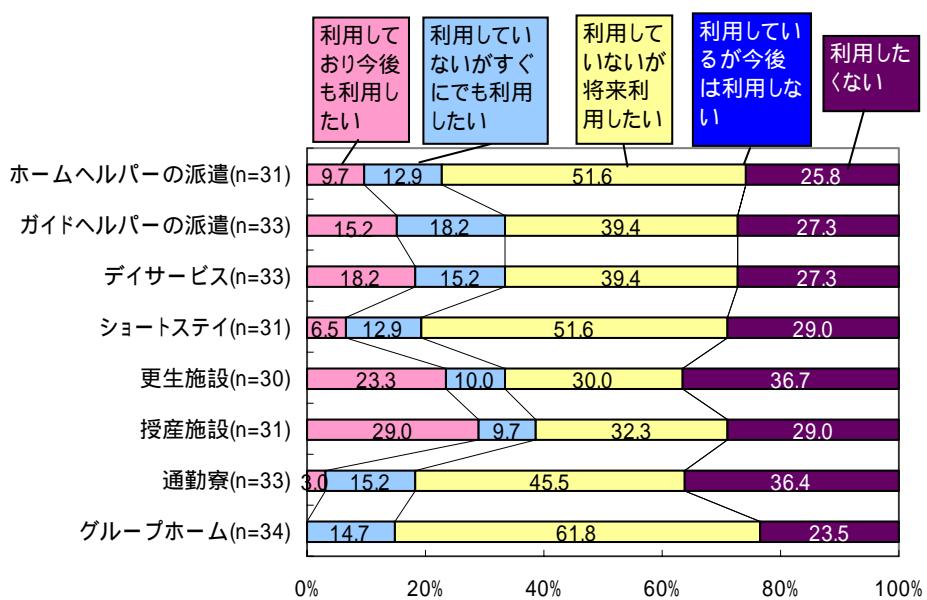
- 身体障がい者の支援費制度対象サービスの今後の利用意向については、授産施設を除き、「ホームヘルパーの派遣」「デイサービス」「ショートステイ」等各サービスとともに「利用していないが、将来利用したい」が5~6割と最も多くなっています。

図表 - 3 - 4 支援費制度対象サービスの利用意向（身体障がい者）



- また、知的障がい者については、各サービスとともに「利用していないが、将来利用したい」が4~5割を占めていますが、とりわけ「グループホーム」の利用意向が62%と多くなっています。

図表 - 3 - 5 支援費制度対象サービスの利用意向（知的障がい者）

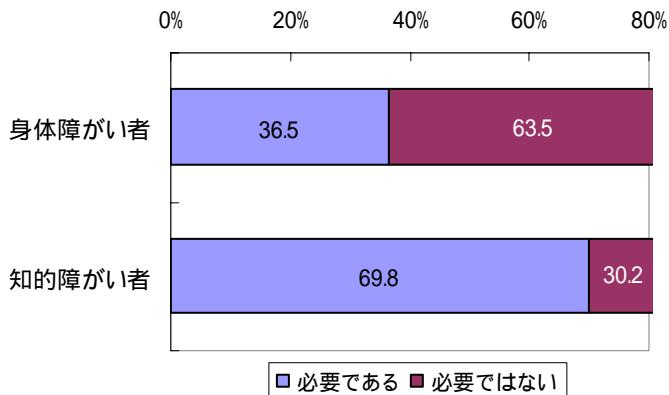


(3) 外出状況について

外出する際の介助の必要性

- 身体障がい者及び知的障がい者のうち、外出時に介助が必要な人はそれぞれ37%、70%となっています。

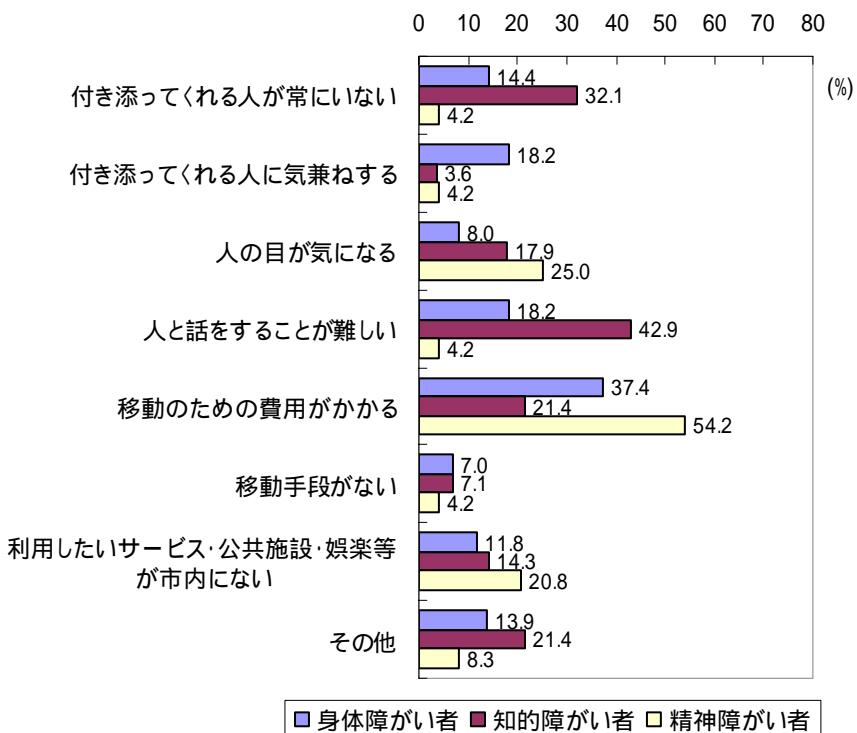
図表 - 3 - 6 外出する際の介助の必要性(身体・知的障がい者)



外出時の課題

- 身体障がい者の外出時の課題については、「移動のための費用がかかる」が37%で最も多くなっており、次いで「付き添ってくれる人に気兼ねする」、「人と話をすることが難しい」が18%となっています。
- また、知的障がい者は、「人と話をすることが難しい」が43%で最も多く、次いで「付き添ってくれる人が常にいない」が32%となっています。
- 精神障がい者は、「移動のための費用がかかる」が54%で最も多くなっており、次いで「人の目が気になる」が25%となっています。

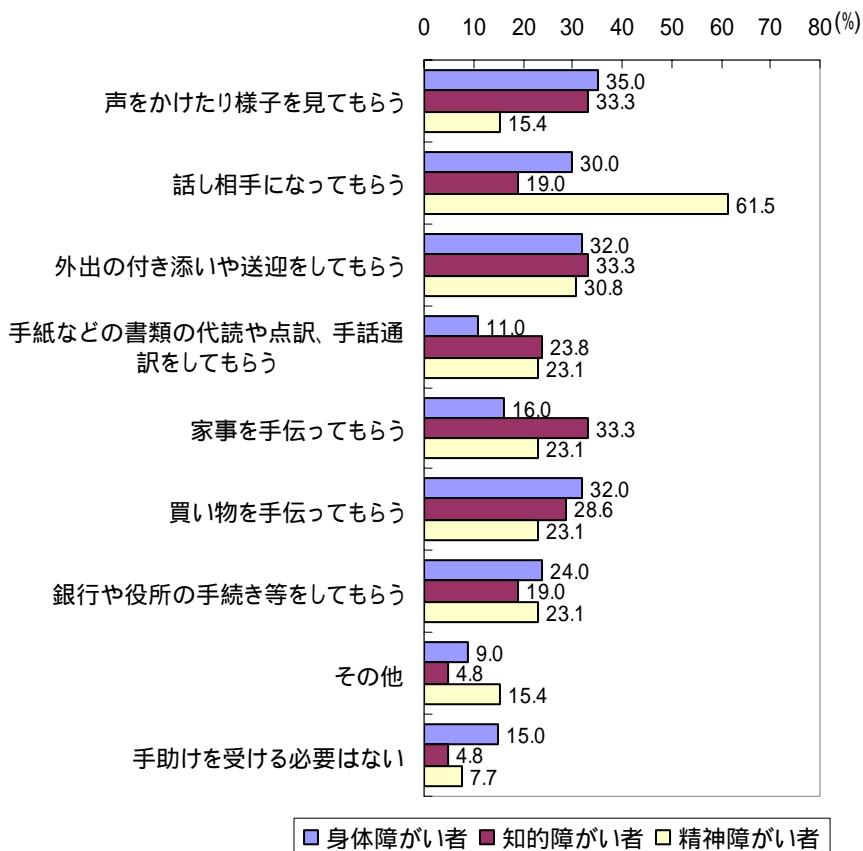
図表 - 3 - 7 外出時の課題



(4) 近所の人・ボランティアに今後受けたい手助けについて

- 身体障がい者が、今後手助けを受けたいものについては、「声をかけたり様子をみてもらう」が35%で最も多くなっており、次いで「外出の付き添いや送迎をしてもらう」「買い物を手伝ってもらう」が32%となっています。
- 知的障がい者については、「声をかけたり様子をみてもらう」「外出の付き添いや送迎をしてもらう」「家事を手伝ってもらう」がそれぞれ33%で最も多くなっています。
- また、精神障がい者については、「話し相手になってもらう」が62%で最も多くなっており、次いで「外出の付き添いや送迎をしてもらう」が31%となっています。

図表 - 3 - 8 近所の人・ボランティアに今後受けたい手助けについて

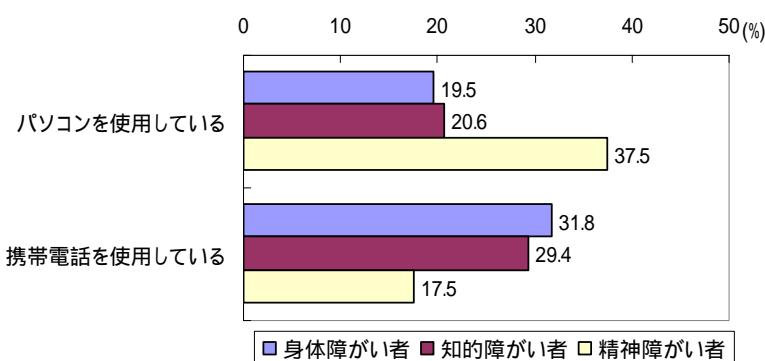


(5) ITの活用について

パソコン・携帯電話等の利用状況

- 身体障がい者でパソコンを利用している人は19%、携帯電話を使用している人は、32%となっています。
- 一方、知的障がい者でパソコンを利用している人は21%、携帯電話を使用している人は29%となっています。
- また、精神障がい者については、パソコンを利用している人が38%となっており、他の障がい者に比べ利用割合が高くなっています。

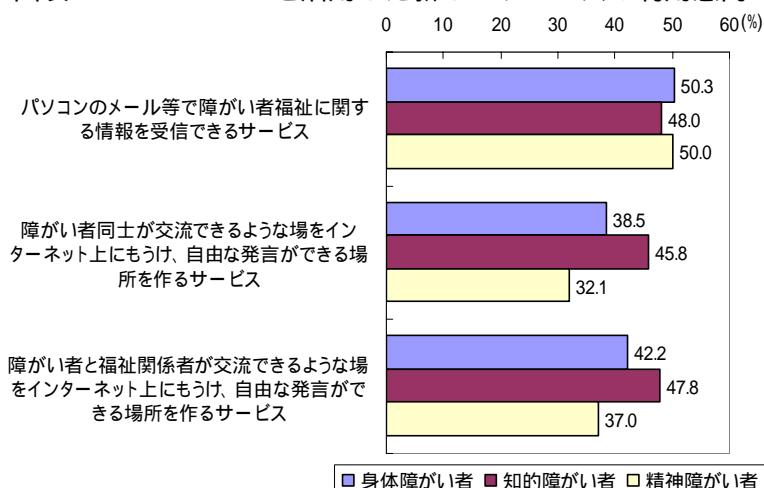
図表 - 3 - 9 パソコン・携帯電話等の利用状況



ITを活用した新しいサービスの利用意向

- 「メール等で障がい者福祉に関する情報を受信できるサービス」について、身体障がい者の50%、知的障がい者の39%、精神障がい者の42%の人が「利用したい」と回答しています。
- また、「障がい者同士が交流できるような場をインターネット上にもうけ、自由な発言ができる場所をつくるサービス」については、身体障がい者の48%、知的障がい者の46%、精神障がい者の32%の人が「利用したい」と回答しています。
- 一方、「障がい者と福祉関係者が交流できるような場をインターネット上にもうけ、自由な発言ができる場所をつくるサービス」については、身体障がい者の42%、知的障がい者が48%、精神障がい者が37%の人が「利用したい」と回答しています。

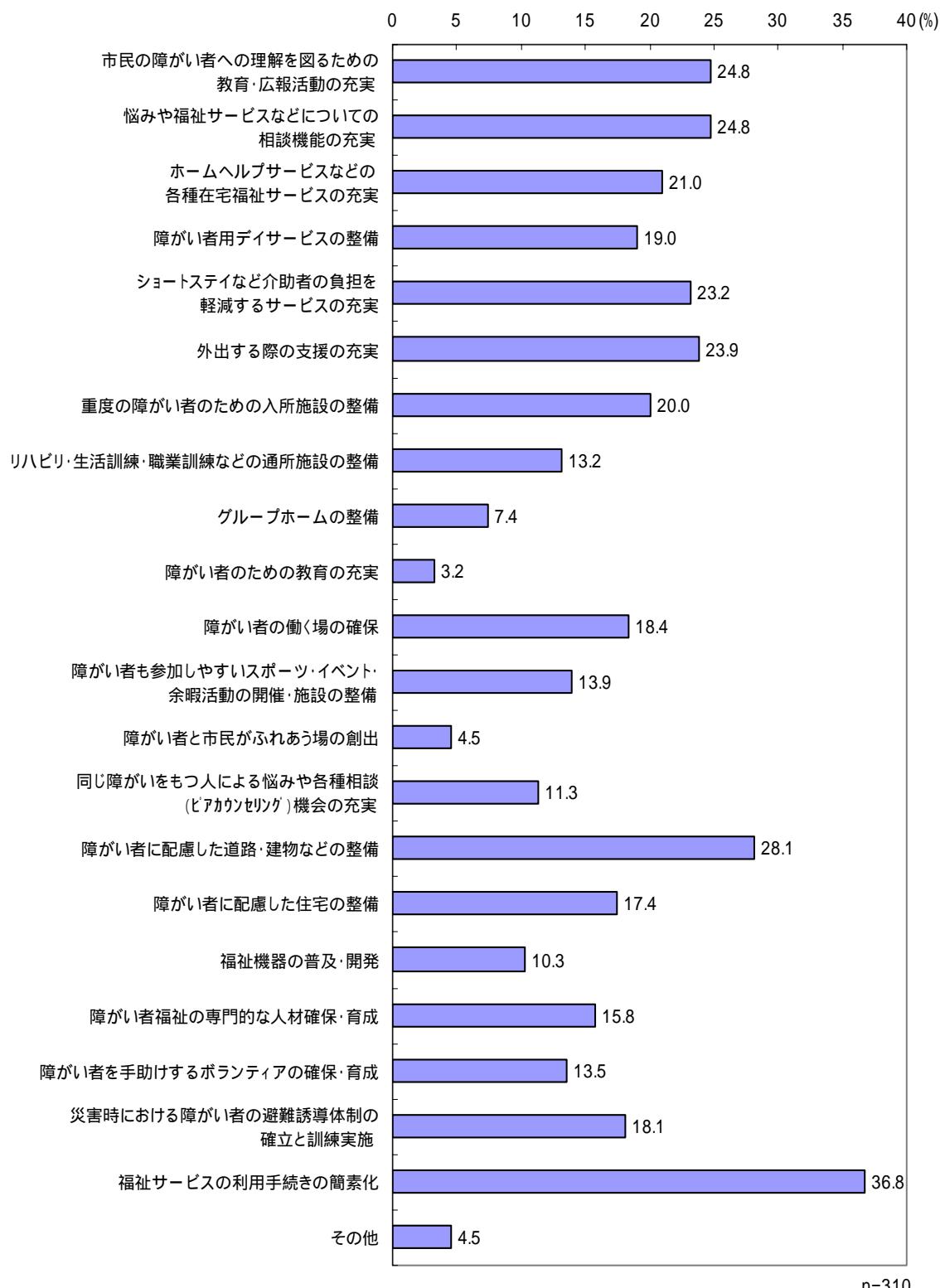
図表 - 3 - 10 ITを活用した新しいサービスの利用意向



(6) 石狩市に対する要望

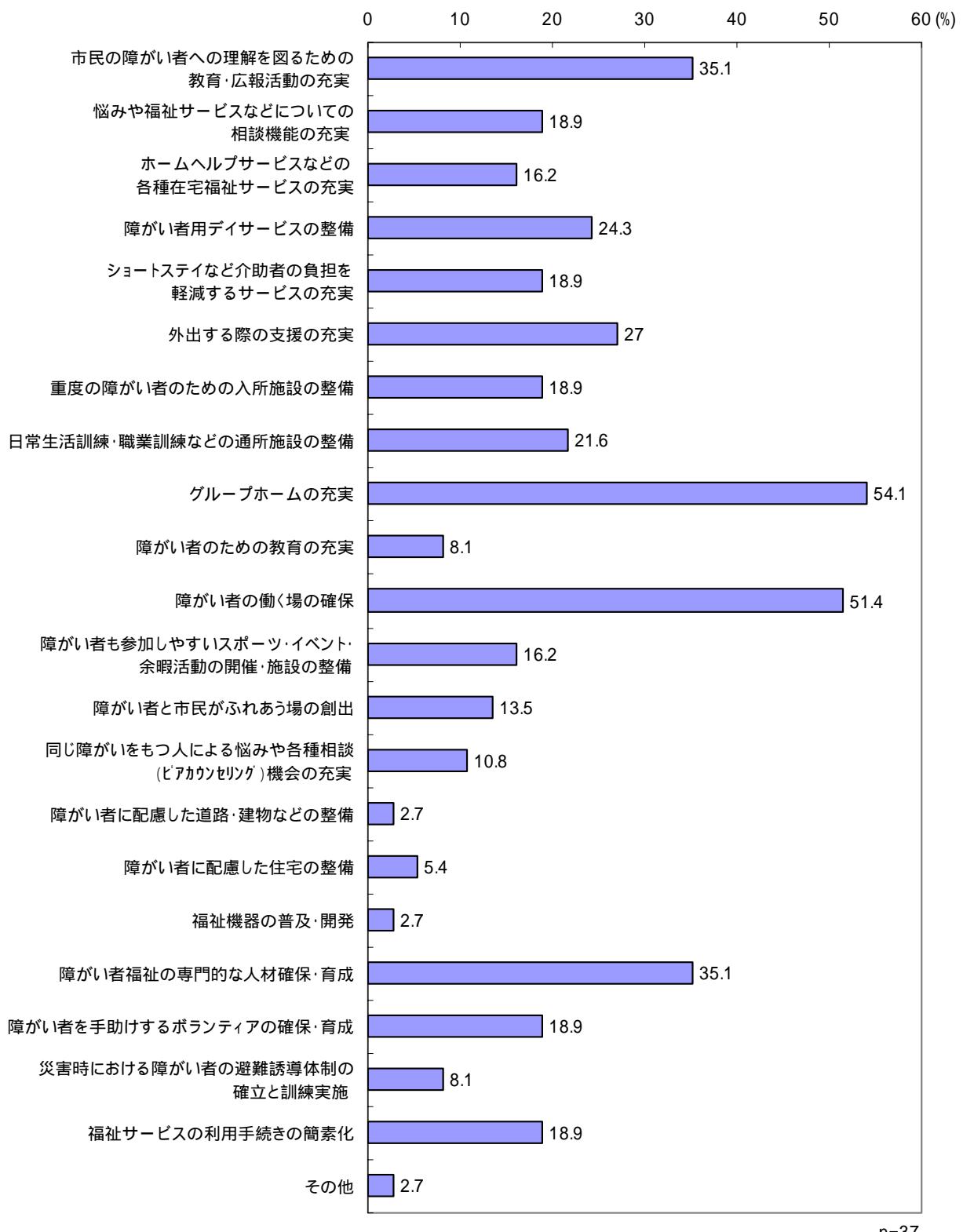
- ・ 身体障がい者が今後石狩市に望むこととしては、「福祉サービスの利用手続きの簡素化」が37%で最も多く、次いで「障がい者に配慮した道路・建物などの整備」が28%となっています。

図表 - 3 - 11 石狩市に対する要望（身体障がい者）



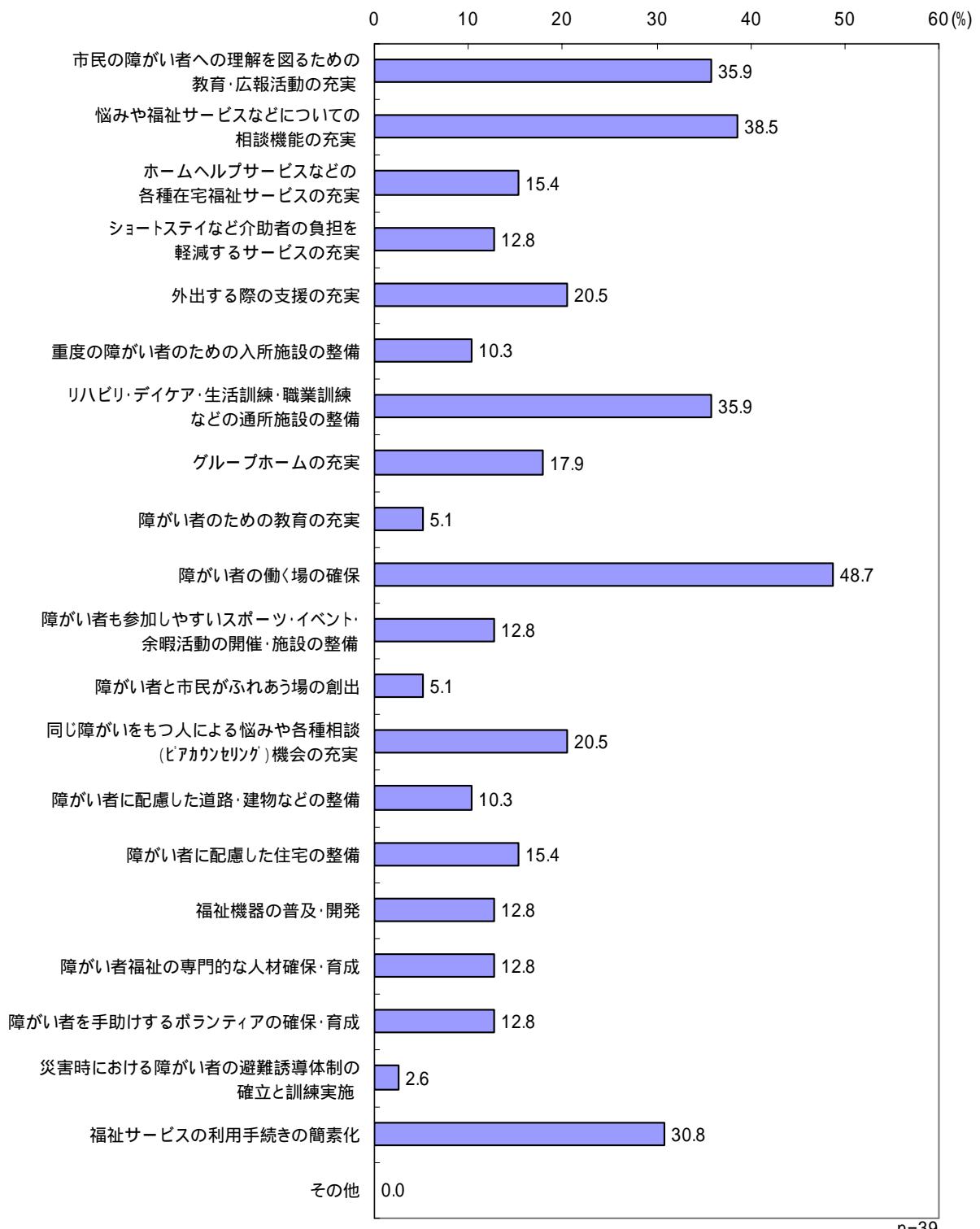
- 知的障がい者が今後、石狩市に望むこととしては、「グループホームの充実」が54%で最も多くなっており、「障がい者の働く場の確保」が51%、次いで「市民の障がい者への理解を図るためにの教育・広報活動の充実」「障がい者福祉の専門的な人材確保・育成」がそれぞれ35%となっています。

図表 - 3 - 12 石狩市に対する要望(知的障がい者)



- ・精神障がい者が、今後、石狩市に望むこととしては、「障がい者の働く場の確保」が49%で最も多くなっており、次いで「悩みや福祉サービスについての相談機能」が39%となっています。

図表 - 3 - 13 石狩市に対する要望（精神障がい者）



4 障がい者を取り巻く課題

課題 1

住環境の整備に関する課題

障がいの方方が、地域で安心して生活をおくるための基盤整備を図るために、より住環境の整備を図ることが課題となっています。このため、身体障がいの方については、住宅のバリアフリー化を推進するとともに、知的・精神障がいの方には、グループホームなどの共同住宅を増設する必要があります。

課題 2

ケアマネジメント体制に関する課題

平成 15 年度からスタートした支援費制度の導入により、障がい者が主体的にサービスを利用できるように、サービスの量・質を確保するとともに、「ケアマネジメント」機能の充実を図ることが必要です。

今後は、障がい者一人ひとりのライフスタイルにあった地域での在宅生活、自立生活を支援できるよう、りんくるを中心に、関係機関・企業、団体、N P O 等との連携を図りながら、人材の養成を図り、ケアマネジメント体制の確保に努める必要があります。また、精神障がいの方については、施設（病院）から在宅への移行を目的としたケアマネジメントの視点が必要です。

課題 3

地域における支えあいに関する課題

障がい者が地域で活き活きと暮らすためには、住環境、生活環境のバリアフリー化に加え、地域の障がい者に対する理解を浸透させ、心のバリアフリー化に向けた取り組みが必要です。

今後は、これまでの一般的な啓発活動から一步踏み込み、福祉教育、社会現場における障がい者への理解普及を推進していく必要があります。

また、障がい者同士や地域住民との交流活動を促進するとともに、地域での助け合い意識を醸成するための新たな取り組みについて検討する必要があります。

課題 4

外出支援に関する課題

障がい者の社会参加の促進を図る上で、障壁（バリア）となっている一つは、「外出」することであり、支援費対象サービスのうちでも、今後はニーズの高い移動・外出支援サービスが高まることが予想されます。

今後は、障がい者の外出・移動支援サービスの量的な確保を図るとともに、地域密着型のインフォーマルなサービス提供についても検討する必要があります。

課題 5

就労・就業に関する課題

障がいのある多くの人は、将来、生活していく上で、収入や働く場について不安をもっていることから、経済的支援や就業場所の確保が課題となっています。

今後は、未就業者の割合が高い知的障がい者や精神障がい者の方からニーズの高い「福祉工場」の検討や、ジョブコーチ事業の推進、障がい者インターンシップ等、事業者が障がい者を受け入れやすい環境の整備が必要です。

課題 6

介助者への支援に関する課題

介助者は、身体的な負担が大きいことに加え、特に知的障がい者の介助者は、精神的な負担も大きくなっています。特に知的障がい者の世帯の場合、“親が介助者で子が被介助者”という関係がいつまでも続き、そのことが障がい者の自立支援の疎外要因となるケースが多いことが想定され、親子が相互に独立した関係をつくり、各々の生活基盤を確立することが必要です。

今後は、障がい者に加え、介助者に対する相談機能の充実、介護者同士のネットワークづくりの推進、レスパイト事業等民間サービスの活用など、介助者への支援システムづくりが必要となっています。

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

障がいのある人もない人も、誰もが、地域の構成員として尊重され、共に支えあい、住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるやさしいまち

すべての障がい者が、自己選択、自己決定により、地域で自分が望む生活を送ることができるよう、地域全体で支える仕組みを計画的に推進する必要があります。そのため、本計画では『障がいのある人もない人も、誰もが、住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことができるやさしいまち』を基本理念とし、以下の視点に立って計画を策定します。

（1）利用者本位のサービス等の提供

国の新たな「障害者基本計画」において、“利用者本位の支援”が基本方針の中に位置づけられています。これを具現化していくためには、平成15年度からスタートした支援費制度の利用をはじめ、すべての障がい者が、自分が望むサービス等を主体的に利用できるよう、サービス等の量・質を確保するとともに、障がい者一人ひとりの生活ニーズに対応するための総合的な支援体制づくりが必要です。

（2）地域共生のまちづくり

ノーマライゼーション理念の下に、障がいのある人が一人の住民として、地域社会の中で、障がいのない人たちと同等に暮らすことができる地域社会の実現に向けて、地域住民による助け合い、支え合う「地域共生のまちづくり」を推進することが必要です。

（3）市民と行政との協働を確立するための計画づくり

障がい者福祉計画は、保健、医療、福祉、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたるため、施策を個別的に行っていくだけではなく、関係部署・機関とが相互に調整を図りながら連携し総合的、効果的に施策・サービスを実践していくことが必要です。

2 基本目標

(1) 活き活きと自立した在宅生活をおくるために

障がいのある人が、在宅で生活するための基盤となる住居、経済的収入、在宅サービスの量的・質的な確保に努めるとともに、社会参加を促進するため、就業支援をはじめ、外出・移動支援、余暇活動等の充実を図るなど、活き活きと自立した在宅生活をおくるために、直接必要な環境の整備を推進します。

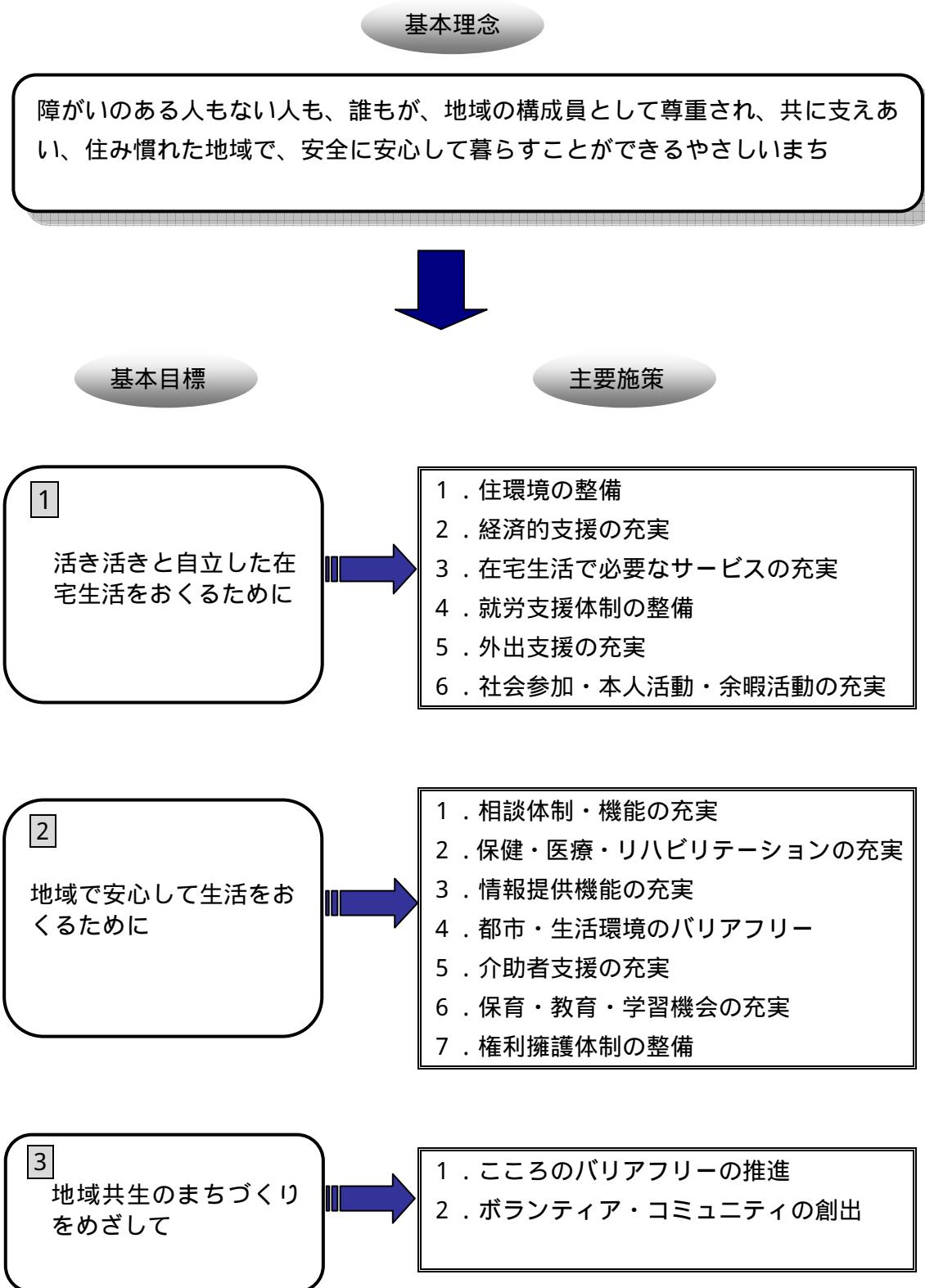
(2) 地域で安心して生活をおくるために

障がいのある人が、自己選択・自己決定により、活き活きと自立した在宅生活をおくるために必要なサービスや、日常生活の悩みなどについて、いつでも気楽に相談できる支援体制、権利擁護体制の整備、生活環境のバリアフリーなど、障がい者本人及び障がい者を取り巻くすべての人が、安心して在宅生活をおくことができるるために必要な環境の整備を推進します。

(3) 地域共生のまちづくりをめざして

障がいのある人もない人も、すべての市民が、安全に安心して生活をおくることができるように、バリアフリー社会を実現するためには、障がいに対する理解をより深めることが大切です。このため、心のバリアフリーに配慮した啓発活動や福祉教育の充実を図るとともに、障がい者の社会参加を支えるボランティア等の有効活用を図り、地域全体で障がい者を支えるシステムの構築を目指します。

3 計画の体系



第4章 施策の方向と主要な施策

1 活き活きと自立した在宅生活をおくるために

課題

障がい者が、地域で自立して安心して生活をおくるためには、その基盤である「住まいの確保」が重要です。このため、障がい者の地域生活移行を進める上から、今後も一層グループホームなどの地域における住居を確保することが必要です。

障がい者の生活を支援する在宅サービスについては、今後ともニーズが顕在化することが見込まれ、量的・質的充実に努め、障がい者が安心して利用できる環境づくりが必要です。

特に、外出支援サービスは、利用ニーズが非常に高くなっています。このため、移動手段を確保することは、社会参加、余暇活動の参加促進につながることから、いつでも、誰にも気兼ねすることなく外出できる仕組みづくりが必要です。

そして、障がい者の多くの人が望んでいる、「就労による経済的自立」を実現できるよう、就労や職業生活についての相談・指導の充実、一般就労の場の確保に向け、行政と企業が一体となった取組みが求められます。また、障がいの状況等の問題で、一般就労が難しい障がい者については、身近な場所で働くことができる福祉的就労の場の確保が必要です。

施策の体系

- (1) 住環境の整備
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 在宅生活で必要なサービスの充実
- (4) 就労支援体制の整備外出支援の充実
- (5) 外出支援の充実
- (6) 社会参加・本人活動・余暇活動の充実

(1) 住環境の整備

施策の方向

障がい者が安全で快適に居住できるよう、バリアフリーに配慮した公的住宅の整備を推進するとともに、障がい者が暮らしやすい住宅改造に関する必要な費用の助成や相談・助言を行います。また、障がい者が地域において自立生活をおくるために共同で生活する施設の設置を促進します。

主要な施策

- ア . 身体障がい者等を対象に、住宅改造に必要な資金の助成を行います。
- イ . 住宅の段差解消や手すりの設置等障がいの特性に合わせた適切な改造を行うため、その相談に応じる体制を整備します。
- ウ . 知的障がい者や精神障がい者が地域で共同生活ができるよう、民間活力を活用しながらグループホームの設置を促進します。

区分	平成 15 年度末整備量	平成 21 年度末整備目標量
知的障がい者グループホーム	3 カ所（定員 12 人）	5 カ所（定員 20 人）
精神障がい者グループホーム	8 人/定員	16 人/定員

- エ . 障がい者が住みやすいバリアフリーに配慮した公的住宅の整備を進めます。

区分	平成 15 年度末整備量	平成 21 年度末整備目標量
障がい者対応公営住宅	17 戸	22 戸

- オ . 公営住宅の入居募集において、障がい者世帯に対し一定枠を設けて優先的に入居できるように配慮します。

（2）経済的支援の充実

施策の方向

各種手当や助成制度及び貸付制度により、障がい者の生活基盤の安定確保のための支援を推進します。

主要な施策

- ア．重度心身障がい者の医療費を助成するとともに、じん臓機能障がい者が人工透析療法による医療給付を受ける際の交通費助成制度の促進を図ります。
- イ．障がい者の生活安定のために、障がい者年金や各種手当を始め、各種医療費助成制度の充実に向けて国や道に対し要望します。
- ウ．障がい者の移動手段を確保し、外出支援サービスを促進するため、福祉タクシーカード等の外出支援サービスを拡充します。
- エ．地域共同作業所で働く精神障がい者に対する生活支援のため、通所に伴う交通費助成事業を実施します。

（3）在宅生活で必要なサービスの充実

施策の方向

障がい者がそれぞれの障がいの程度・種類、生活環境に応じて必要なサービスが受けられるように在宅サービス等の量的・質的確保を推進します。

主要な施策

- ア．心身障がい者及び難病者に対するホームヘルプサービスを充実します。
- イ．老人デイサービスセンターとの相互利用による身体障がい者デイサービス事業を推進します。また、公共施設等の活用を図りながら、身体障がい者専用のデイサービスセンターの設置も検討します。
- ウ．知的障がい者の社会参加や自立を図るため、知的障がい者デイサービス事業を充実するとともに、児童デイサービス事業を推進します。
- エ．精神障がい者の作業指導、創作活動等を通じて、社会生活機能の回復を図るため精神障がい者デイケア事業を促進します。
- オ．心身障がい者の介護者が病気、事故等で一時的に介護できなくなった場合に対応するため、ショートステイを推進します。
- カ．介護者の入浴介助の軽減を図るため、入浴の困難な重度の身体障がい者に対して訪問入浴サービスを充実します。

- キ．在宅の重度の身体障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるよう、日常生活用具や自助具の給付、補装具の交付事業を推進します。
- ク．寝たきり障がい者の保健衛生の向上を図るため、寝具の丸洗いと乾燥を行う寝具乾燥サービスを実施します。
- ケ．重度の身体障がい者の生活向上を図るため、訪問による理髪サービスを促進します。
- コ．介護者への労をねぎらうとともに在宅福祉の増進に資するため、介護手当支給事業の推進を図ります。
- サ．在宅の重度心身障がい者の生活向上を図るため、紙おむつ支給事業を推進します。

区分		平成 15 年度整備量	平成 21 年度整備目標量
デイサービス事業	身体	0 ケ所（定員 4 人）	0 ケ所（定員 10 人）
	知的	1 ケ所（定員 15 人）	1 ケ所（定員 20 人）
	児童	2 ケ所（定員 30 人）	3 ケ所（定員 40 人）

（4）就労支援体制の整備

施策の方向

障がい者が自立した生活をおくるために、一般就労から福祉的就労まで、多様な就労機会の確保と雇用の促進に努めます。

主要な施策

- ア．知的障がい者の自立した生活を支援するため、相談や授産機能等を持つ通所授産施設の設置を促進します。

区分	平成 15 年度整備量	平成 21 年度整備目標量
知的障がい者通所授産施設	1 ケ所（定員 20 人）	2 カ所（定員 40 人）

- イ．一般企業等への就労が困難な障がいができるだけ身近な場所で、作業指導や生活訓練等を行う地域共同作業所に対して支援します。
- ウ．授産施設や共同作業所等の自主製品を販売・P R するため、福祉ショップの設置を促進します。
- エ．ハローワークと連携を図りながら、求人に関する情報提供の周知を図ります。
- オ．障がい者の就労を促進するため、国、道と連携して市内の企業への理解と認識を促し、法定雇用率の向上を働きかけます。
- カ．障がい者が就労に適応できるよう、ジョブコーチ（注 1）の利用を促進します。
- キ．障がい者の就業意識の醸成や作業能力等を評価できる機会として効果があるインターンシップ（注 2）の実施について、市内の企業や公的機関などに対して要

請します。

- ク．就労している知的障がい者が、将来、自分の力で地域生活をおくることができ
るよう、民間活力の活用を図りながら通勤寮の設置の促進に努めます。
- ケ．作業能力はあるものの、一般企業に雇用されることが困難な障がい者の就労を
促進するため、福祉工場（注3）の設置について調査研究します。
- コ．障がい者の就労を促進するため、パソコンなどを利用した在宅ワーク等につい
て研究します。

【用語説明】

注1 ジョブコーチ

障がい者が職場に適応できるよう、ジョブコーチが直接職場に出向かい、障がい者が
仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための
支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるよう、企業の担当
者や職場の従業員に対しても障がいを理解し配慮するための助言などを行う。

注2 インターンシップ

障がいのある方が、職場において、「はたらくこと」を具体的に体験し就労状況を確
認することによって、働く自信を付けたり、また、受入れ事業所の方には障がいのある
人を雇うことについての理解や自信につなげてもらうことを目的とした事業所体験事
業。

注3 福祉工場

知的障がい者にあって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、
一般企業に就労できないでいる人を雇用し、生活指導と健康管理等に配慮した環境の下
で社会的自立を促進する施設のこと。

（5）外出支援の充実

施策の方向

障がい者が自由に地域との交流や社会参加が実現できるよう、障がい者の活動範
囲の拡大を図るため、外出支援の充実を図ります。

主要な施策

- ア．福祉施設や短期入所施設の入退時に、移動手段の確保が困難な身体障がい者に
に対する移送サービスを推進します。
- イ．身体障がい者の移動手段を確保し、外出を促進するため、福祉タクシー利用券
の交付を充実します。（再掲）
- ウ．身体障がい者が自分で車を運転して外出できるよう、自動車運転免許の取得費
を助成します。
- エ．身体障がい者が自ら使用する自動車を使いやすく改造するための費用を助成し

ます。

- オ．障がい者の通勤などにおける外出を支援するサービス提供の方法について検討します。
- カ．視覚障がい者・全身性障がい者の行動範囲を拡大するためのガイドヘルパーなど、障がい者の外出を支援する担い手となる人材の養成を促進します。
- キ．積雪寒冷期において、障がい者が安全かつ円滑に移動できるよう、歩道の除雪等道路維持管理の充実を図ります。

（6）社会参加・本人活動・余暇活動の充実

施策の方向

障がい者が地域で活き活きした生活をおくることができるよう、社会参加・本人活動・余暇活動のメニューの充実や、障がい者本人の自主的な活動に対する支援、障がい者同士あるいは地域の人と交流できる機会創出の充実を図ります。

主要な施策

- ア．障がい者自ら実施する研修会やスポーツ又は趣味創作活動等の自主的な活動に対し、公共施設など活動の場を提供する等、障がい者本人の「主体性・自立性」を尊重するために本人活動の支援を行います。
- イ．障がい者の健康づくり、障がい者同士の交流を促進するため、障がい者スポーツ大会の開催や全道・全国規模の各種大会への参加を促進します。
- ウ．地域での夏祭など各種イベントを通じて、障がい者と地域との交流活動を促進し、障がい者に対する市民の理解を深めます。
- エ．空き店舗等を活用して、障がいの有無、種類に関係なく、誰もが、いつでも集い活動・交流できる場（サロン）の開設を促進します。
- オ．聴覚障がい者のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、手話通訳者派遣制度を推進します。
- カ．視覚障がい者が必要な情報が入手できるよう、専用読み取り装置対応の「SPコード」添付の印刷物などの普及を図り、コミュニケーションづくりを推進します。

2 地域で安心して生活をおくるために

課題

障がいは、早期発見・予防が大切であり、様々な母子保健活動の積極的な推進が必要です。また、障がいのある子どもが早期から適切な教育を受けることは、発達に著しい効果があるため、障がいに応じた療育・教育を発達段階ごとに行うことが必要です。

障がい者が地域で自立した生活をおくるためには、保健・医療・福祉などの行政的支援、事業者、地域住民、ボランティア等様々な主体の協力により、多種多様なサービスを利用することができますが、それらのサービスに関する情報が不足し、利用できるサービスが判らないケースもあります。そのために、ITの活用なども含めた情報提供機能を充実させ、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

また、障がい者の多様なライフスタイルに応じた適切なサービスを組み合わせて総合的に提供できるよう、りんくる総合相談窓口やケアマネジメント機能の充実が必要です。さらに、判断能力が不十分な人などに対し、成年後見制度の利用支援や助言を行うなど、権利擁護体制の整備が必要です。

一方、障がい者の外出、社会参加を促進するためには、誰でも快適に生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備が大切です。今後も一層市内公共的施設のバリアフリー化の推進が必要です。

また、障がい者本人への支援を充実する一方、その家族に対しても介護の負担を軽減するなどの支援が大切です。このため、家族介助者等に対する相談体制について、関係機関・団体などと連携を図りながら確保することが必要です。また、各種在宅サービスの積極的な活用を促進するとともに、24時間体制で障がい者本人、家族介助者が気軽に安心して利用できるレスパイトサービスなどの促進が必要です。

施策項目

- (1) 相談体制・機能の充実
- (2) 保健・医療・リハビリテーションの充実
- (3) 情報提供機能の充実
- (4) 都市・生活環境のバリアフリー
- (5) 介助者支援の充実
- (6) 保育・教育・学習機会の充実
- (7) 権利擁護体制の整備

(1) 相談体制・機能の充実

施策の方向

「りんくる」の総合的な相談機能の更なる充実を図り、地域における相談支援の拠点となるような体制整備、活用促進に努めます。

また、障がい者が自らの選択に基づきサービスを利用し、適切なケアマネジメントを受けられるようするため、障がい者本人、りんくる、事業者、関連機関によるケア会議を推進するなど、ケアマネジメント機能の充実を図ります。

主要な施策

- ア . 障がい者の保健・福祉に関する相談窓口の一元化体制を整備します。
- イ . 障がい者やその家族が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなど、様々な相談に応じられるよう、相談窓口機能の向上を図るとともに、ケースに応じて直接出向いて相談に応じる体制の整備を検討します。
- ウ . サービスを希望する障がい者の個々の状況に応じて、必要な保健・医療・福祉の各サービスを組み合わせて最適なサービスを提供できるケアマネジメント体制の整備に努めます。
- エ . 障がい者に対して適切なケアマネジメントが提供できるよう、「(仮)サービス連絡調整会議」を開催し、関連機関・事業者等との連携及び調整機能の充実を図ります。
- オ . 障がい者のケアマネジメントの推進を担うケアマネージャーの養成に努めます。
- カ . 障がい者自らの経験等に基づき障がい者の相談を受けるピアカウンセラー(注4)の設置を検討します。
- キ . 障がい者関係施設、団体を始め民生委員児童委員との連携を強化し、地域で支援が必要な障がい者などの実態や福祉ニーズに関する情報を把握できる体制づくりを推進します。
- ク . 小地域におけるケアシステムの実現に向けて、障がい者の身近な生活の相談に対し、適切な相談・助言を行うことができるよう、その担い手の育成・指導の充実を図ります。

【用語説明】

注4 ピアカウンセラー

ピアとは「仲間」という意味であり、同じ障がいがある仲間同士で、お互いが、生活の悩みや将来のことについて、話したり、聞きあったりすることをピアカウンセリングといい、障がいを持つ相談員をピアカウンセラーという。

（2）保健・医療・リハビリテーションの充実

施策の方向

障がいの種類・程度や年代に応じ、日常生活における障がいの予防・早期発見あるいは軽減を図るため、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。

主要な施策

- ア．乳幼児の健全な発達・発育を図るため、乳幼児健康診査を推進し、事後指導を実施します。
- イ．安全な分娩と健康な赤ちゃんの出産のため、健康診査を推進します。
- ウ．健康上の不安を抱える乳幼児や妊婦に対して、訪問指導を実施します。
- エ．歯科診療所での受診が困難な障がい者の方に対して、歯科医が訪問し、診査や各種相談・指導を行う訪問歯科診査・指導を推進します。
- オ．じん臓機能障がい者が人工透析療法による医療費給付を受ける際の通院交通費助成を実施します。（再掲）
- カ．自宅で日常生活訓練が必要な若年の障がい者を中心に、理学療法士、作業療法士等の専門職員が行う「訪問リハビリテーション」を推進します。
- キ．機能回復訓練が必要な障がい者の方に対して、専門職員によるリハビリ教室を推進します。
- ク．障がい者の機能回復に、作業療法を通してリハビリテーション事業を実施します。

（3）情報提供機能の充実

施策の方向

障がい者が適切なサービスの選択を行えるようにするために、多様な媒体を活用した情報提供を推進するとともに、障がい者同士あるいは地域との情報交換・交流を促進するためのITの有効な活用方法について検討します。

主要な施策

- ア．障がい者が必要なサービスを受けられるよう、市広報やSPコード付き各種パンフレットを始め、視聴覚障がい者用ビデオ、あい・ボード、ホームページ等様々な媒体により、利用しやすく、わかりやすい情報提供を推進します。

- イ. 障がいのある方のITの利用を支援するパソコン・ボランティアの養成について周知するとともに、障がい者の方のパソコン利用に関する相談窓口についての周知を図ります。
- ウ. 障がい者同士等の交流を促進するため、自ら情報を収集・発信できるよう、パソコンや携帯電話におけるメール等ITを活用した方策について検討します。

(4) 都市・生活環境のバリアフリー

施策の方向

障がい者が地域で安心・快適な生活が送ることができるよう、「石狩市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活環境の整備を推進します。また、災害発生時などの緊急時における支援体制の充実を図ります。

主要な施策

- ア. 石狩市福祉のまちづくり条例に基づき、障がい者など誰もが安全かつ円滑に利用できるよう、公共的建築物・道路・公園等の整備を推進します。
- イ. 障がい者が安全に外出し、社会参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するため、必要に応じて既存施設の改修を行います。
- ウ. 障がい者の外出機会を増やし、社会参加を促進するため、市内の福祉マップを作成します。
- エ. 身体上の理由で除雪が困難な重度の身体障がい者に対し、除雪サービスを推進します。
- オ. 冬期の障がい者の安全と地域福祉の向上を目指し、町内会が協力して行うふれあい雪かき運動を推進します。
- カ. 一人暮らしの重度の身体障がい者が日常生活の安全・安心に暮らすことができるよう、緊急通報システムの普及を推進します。
- キ. 地域住民が災害時に防災活動を行えるように、自主防災組織の設置を促進します。
- ク. 障がい者が日常生活の安全・安心に暮らすことができるよう、見守り・安否確認運動を推進します
- ケ. 災害時に地域住民が迅速かつ安全に避難するために必要な地域防災マップを更新します。

（5）介助者支援の充実

施策の方向

障がい者の介助は、ほとんどが母親が行っているのが現状であり、こうした母親への依存が長期間にわたる結果、障がい者本人が自立して生活するという意欲を喪失し、また、母親も子離れができない原因となっています。

こうしたことから、障がい者の自立を促し、介助者本人も地域で活き活きと生活できるように、介助者本人に対し、相談機能の充実を図ると同時に、レスパイトサービスについて検討する必要があります。

主要な施策

- ア．支援費制度のサービス利用を促進するとともに、障がい者の方を日常的にケアしている家族などの介助者が、日中または宿泊での一時介護、送迎、外出支援など、地域において、手軽に利用できるレスパイトサービス（注5）の促進を図ります。
- イ．障がい者施設・団体などと連携を図り、障がい者の方を日常的に介助する家族などの介助者の方からの相談に対応できる体制の充実を図ります。
- ウ．障がい者の自立や交流を深めるとともに、その家族同士の交流を促進するため、障がい者団体等の育成や助成を行うなど、活動を支援します。
- エ．障がいの理解、介護技術等の向上を図るため、障がい者の家族教室や介護者教室を開催し、相互情報交換などのネットワークづくりを推進します。
- オ．心身障がい者の介護者が病気、事故等で一時的に介護ができなくなった場合に対応するため、ショートステイを推進します。（再掲）
- カ．介護者への労をねぎらうとともに在宅福祉の増進に資するため、介護手当を支給します。（再掲）

【用語説明】

注5 レスパイトサービス

レスパイトサービスとは、障がい児者をもつ親・家族を一時的に、一定の期間、その障がい児者の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、一息つけるようにする援助である。

（6）保育・教育・学習機会の充実

施策の方向

障がい児の発達・自立を促すため、療育、保育、教育での支援の充実を図ります。また、放課後に障がい児が身近な地域で活動できるよう、児童館活動等を推進します。

主要な施策

- ア．障がいがある子どもの健やかな成長を促し、相談指導、療育、就学へとつなげるための療育推進体制を整備します。
- イ．心身に障がい等のある在宅の子どもに対し、適切な訓練や療育に努めるため子ども発達支援センターの充実を図ります。
- ウ．保育所、幼稚園における障がい児の受入の拡充に努めます。また、受入年齢の引き下げについて検討します。
- エ．障がいのある子どもの個々のニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。
- オ．障がいがある児童とない児童が身近な地域で共に活動し健やかに成長するよう、児童館活動や放課後児童健全育成事業への障がい児の参加を促進します。
- カ．保護者に対し、就学・教育に関する相談・指導体制の充実を図ります。
- キ．障がい者の生涯学習の参加を促進するため、手話通訳者の確保や車椅子に配慮した会場づくりなど、障がい者が参加しやすい環境整備に努めます。
- ク．障がい者の文化・芸術活動の成果を発表する場として、各種イベントの開催について検討します

（7）権利擁護体制の整備

施策の方向

サービスの適切な利用を促すため、判断能力が不十分な人などに対し、成年後見制度の利用支援や助言を行う等、権利擁護体制を整備します。

主要な施策

- ア．判断能力が十分でない障がい者が各種サービスの利用や財産管理等において、自分に不利な契約を結ぶことのないよう、成年後見制度の推進を図ります。
- イ．障がい者や家族の方からの福祉サービスなどに関する様々な苦情・相談に対応できる体制を整備します。また、北海道社会福祉協議会が実施する福祉サービス苦情活用委員会の活用・連携、利用啓発を図ります。
- ウ．判断能力が十分でない障がい者に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等について支援を行う、北海道社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業（注6）の利用啓発を図ります。

【用語説明】

注6 地域権利擁護事業

痴呆性高齢者、知的障がい者、精神障がい者等日常生活に不安のある者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護すること。

3 地域共生のまちづくりをめざして

課題

障がいのある人が地域で安全に安心して、自立した生活をおくるためには、地域住民の助け合い、支え合いが大切です。

そのためには、地域住民が障がいに対する理解をより深めることが重要であり、様々な手段による啓発活動や福祉教育を充実させるとともに、実際に障がい者との交流を通じて、実体験として理解するための取組みの必要があります。

また、障がい者の社会参加、地域交流を促進するため、移送や手話通訳を行うなど、社会参加を支えるボランティアの確保が必要となっています。

施策項目

(1) こころのバリアフリーの推進

(2) ボランティア・コミュニティの創出

(1) こころのバリアフリーの推進

施策の方向

障がい者が地域の中で市民と共に同等に暮らすことができる“共生社会”的まちづくりのため、ノーマライゼーション理念の浸透から、障がい者と市民の交流活動など様々な取り組みを通じ、市民に対する障がい者への理解・啓発を推進します。

主要な施策

- ア. 石狩市福祉のまちづくり条例の啓発を推進するとともに、福祉のまちづくりに関する施策の推進に努めます。
- イ. 障がい者の社会参加やノーマライゼーションの普及啓発を目的とした「ふれあい広場いしかり」に、多くの市民の参加を促すため、その内容の充実を図ります。
- ウ. 障がいについての市民の理解と関心を深めるため、「障がい者の日」「障がい者週間」の周知を図ります。
- エ. 障がい者の理解を促進するため、福祉読本を活用した小学校での学習を推進するとともに、小・中学校への出前講座を実施します。

- オ．保育園、幼稚園、小・中学校の児童・生徒と障がい者が交流できる場づくりについて支援し、障がいに対する正しい理解の啓発を進めます。
- カ．ボランティア活動普及事業協力校の指定事業の拡大を支援し、障がいに対する正しい理解及びボランティア意識の醸成に努めます。
- キ．社会教育、生涯学習の場において、障がい者についての理解を深めるための内容を積極的に取り入れるように開催者などに働きかけます。

（2）ボランティア・コミュニティの創出

施策の方向

障がい者の地域における自立生活支援を推進する団体、N P O、市民の有効活用、支援、育成し、地域社会の中で障がい者を支えるシステムの構築を推進します。

主要な施策

- ア．社会福祉協議会等と連携し、重度のひとり暮らし障がい者等の安否確認などを目的とした、近隣での見守り・声かけ活動を促進します。
- イ．障がい者の地域における自立生活支援を推進する団体等が取り組んでいる様々な活動を支援するとともに、市民に対し周知を図ります。
- ウ．障がい者の地域における自立生活を支える人材を確保するためのホームヘルパー研修を始め、手話、外出支援、朗読等の技術ボランティアの養成を促進します。
- エ．社会福祉協議会との連携を図り、ボランティアに関する情報を共有し、障がい者の生活ニーズとボランティア活動の調整を図ります。
- オ．障がい者が市外へ外出する際に、市外のボランティアを有効に活用できる仕組みづくりを検討します。
- カ．障がいの理解、介護技術等の向上を図るため、障がい者の家族教室や介護者教室を開催し、相互情報交換などのネットワークづくりを推進します。（再掲）

第5章 計画の推進

1 連携・協力の確保

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、住宅、雇用、生活環境など広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。そのため、住民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

また、本計画の施策やサービスの実行性を高めるには、計画の進捗状況や施策内容の充実などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、計画する各施策の確実な実施を図るため、担当部が中心となり庁内関係部課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内の推進体制の充実を図ります。

また、すべての市職員が、障がいのある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい者福祉に関する知識と意識を高めています。

3 計画の弾力的・効率的な運用と財政措置

本計画の期間は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年ですが、計画の推進にあたっては、今後の社会経済情勢等の変化に対して柔軟に対応するものとし、行財政の弾力的かつ効率的運用に努めるとともに、国や道の動向や事業評価等を見定めながら、必要に応じて事業内容や事業手法を見直し、あるいは新たな事業の実施なども視野に入れるなどの改善を図っていきます。